

様式第十号（第100条第4項関係）（平22農水経産令5・全改、平26農水経産令1・平30農水
経産令2・令元農水経産令3・令2農水経産令6・一部改正）

（日本産業規格A4）

商号又は名称

所在地

代表者の役職名・氏名

純資産額規制比率に関する届出書（ 年 月 日現在）

（単位：百万円、％）

(1) 純資産額規制比率の状況

資 産 合 計(A)	
資 産 の 額 か ら 控 除 す る 金 額(B)	
負 債 合 計(C)	
負 債 の 額 か ら 控 除 す る 金 額(D)	
法 第 211 条 に 規 定 す る 純 資 産 額(E) (E) = (A) - (B) - (C) + (D)	
リ ス ク 相 当 額(F)	
市 場 リ ス ク 相 当 額	()
取 引 先 リ ス ク 相 当 額	()
基 礎 的 リ ス ク 相 当 額	()
純 資 産 額 規 制 比 率(G) (G) = (E) ÷ (F) × 100	

(2) 資産の額から控除する金額

流 動 資 産	
委 託 者 等 未 収 金	()
関 係 会 社 に 対 す る 短 期 貸 付 金	()
前 渡 金	()
前 払 費 用	()
一 般 貸 倒 引 当 金(Δ)	
固 定 資 産	
無 形 固 定 資 産	()
長 期 未 収 債 権	()
長 期 貸 付 金	()

長期前払費用	()
繰延税金資産	()
繰延資産	
保有する有価証券	
関係会社が発行した有価証券	()
他の会社又は第三者が発行したCP又は社債券	()
未公開株等	()
第三者のために担保に供されている資産	
合計	

(3) 負債の額から控除する金額

商品取引責任準備金等	
長期劣後債務	
短期劣後債務	
合計	

(4) リスク内訳

市場リスク相当額	
金リスク相当額	
ロングポジション	
ショートポジション	
コモディティリスク相当額	
ロングポジション	
ショートポジション	
オプション取引	
その他市場リスク相当額	
取引先リスク相当額	
金関連取引	
貴金属関連取引	
その他のコモディティ関連取引	
短期貸付金	

未	収	入	金	
未	収	収	益	
委	託	者	等	未
短	期	差	入	保
保	証	債	務	
保	証	予	約	
その他取引先リスク相当額				
基礎的リスク相当額				
合 計				

(記載上の注意)

1. 純資産額規制比率は、少数点以下第二位以下を切り捨て、小数点以下第一位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。長期劣後債務及び短期劣後債務については、その金額、契約日又は発行日又は償還日を注記すること。
2. 「ロングポジション」及び「ショートポジション」については、それぞれの時価額を記載すること。